

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書

長年デフレが続く我が国において、新型コロナが経済に打撃を与え、回復の見通しが立たない中で、コストプッシュによる物価上昇も加わり、地域経済は一層疲弊している。

こうした状況下2023年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入が予定されている。

インボイス制度は事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するもので、適格請求書（インボイス）を発行するためには、営業収入が少なくても課税事業者になる必要があり、消費税納税の義務が発生する。また、課税事業者が消費税の仕入れ税額控除を受けるため、インボイスが必要となることから、免税事業者が取引から除外される可能性もある。

そのため個人事業者、フリーランスなど、広範な事業者の新たな負担増が押しつけられることとなる恐れがある。

日本商工会議所や全国中小企業中央会などの関係団体から、インボイス制度の延期・見直しを求める声が上がるとともに、党派を超えてインボイス制度の導入延期・見直しを要求する声が広がっている。

現在、中小零細事業者において消費税納税による価格転嫁が困難な状況にあり、インボイス制度導入を契機とした廃業の増加及び地域経済の衰退に拍車をかける恐れがある。加えてインボイス制度の周知が不十分なまま実施されれば、多くの混乱を招く恐れもある。

よって、政府並びに国会において適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しに取り組まれるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年9月12日

福島県伊達郡桑折町議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

経済産業大臣

財務大臣